



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 95 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 1
 96 〃 (〃)..... 1
 97 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 2
 98 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (〃)..... 2
 99 保安林予定森林 (森林整備課)..... 2
 100 平成23年度和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館電気調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)..... 3

○ 公告

- 平成23年度調理師試験の実施 (食品・生活衛生課)..... 6
 平成23年度製菓衛生師試験の実施 (〃)..... 7
 二級河川那智川水系河川整備計画の策定 (河川課)..... 8
 入札公告 (教育委員会)..... 15

○ 諸報

- 平成22年度和歌山県行政書士試験の合格者 (財団法人行政書士試験研究センター)..... 17

告 示

和歌山県告示第95号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年3月7日まで縦覧に供する。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成23年1月5日

2 名称

特定非営利活動法人和が家

3 代表者の氏名

伊永隆司

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市本宮町請川122番地

5 定款に記載された目的

この法人は、田辺市本宮町地域の住民に対して、地域づくりや地域福祉の推進に関する事業又は、介護保険に関する事業を行い地域住民の福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第96号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年3月11日まで縦覧に供する。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年1月11日

2 名称

特定非営利活動法人次世代医療開拓センター

3 代表者の氏名

宇都宮智子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市新中島字下ノ覚132番6

5 定款に記載された目的

この法人は、国民に対して、健康と科学技術の振興に関する事業を行い、健康と幸福に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第97号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000019	ホームヘルプ紀和	橋本市神野々1109-2	居宅介護 重度訪問介護	バイカル株式会社	橋本市神野々1109-2	平成 22.12.31

和歌山県告示第98号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
みなべ川薬局	日高郡みなべ町徳蔵155番地の4	医療機関の名称	南部川薬局	みなべ川薬局	平成 23.1.1

和歌山県告示第99号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町佐本中野字唐谷357から359まで、361の3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成23年度和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館で使用する電気調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 競争入札に付する調達業務の名称及び数量並びに契約期間
 - (1) 調達業務の名称及び数量
平成23年度和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館電気調達
予定調達電力量 10,726,767kWh（3年間）
 - (2) 契約期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（平成23年4月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して3年を満了する日まで）の3年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成23年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項
この競争入札に参加することができる者は、告示日現在において、次の要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
 - (6) 和歌山県が行う競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
 - (7) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
 - (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出を行い受理されている特定規模電気事業者であること。
 - (9) 電気の供給実績があること。
 - (10) 平成21年度に電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）第8条第1項の規定による勧告を受けていない者であること。

(11) 下表の評価項目ア、イ、ウの合計の点数が70点以上又はア、イ、ウの合計の点数にエを加点した合計の点数が70点以上であること。

評価項目		数値の区分	点数
ア	1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.300未満	70
		0.300以上 0.350未満	65
		0.350以上 0.400未満	60
		0.400以上 0.450未満	55
		0.450以上 0.500未満	50
		0.500以上 0.550未満	45
		0.550以上 0.600未満	40
		0.600以上 0.650未満	35
		0.650以上 0.700未満	30
		0.700以上 0.750未満	25
		0.750以上 0.800未満	20
		0.800以上	0
イ	未利用エネルギー活用状況	活用	10
		未活用	0
ウ	新エネルギー導入状況	1.0倍以上	20
		0.8倍以上 1.0倍未満	10
		0.8倍未満	0
上記アからウまでの計			100
エ	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	1.0%	10
		0.5%	5

各評価項目の算出は次による。

ア 1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数については、一般電気事業者及び特定規模電気事業者の調整後排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第2条第6項に規定する算定割当量の取得及び管理口座への移転等を反映した係数であつて、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したものをいう。）で、平成20年度の数値を用いることとする。

イ 未利用エネルギー活用状況及び新エネルギー導入状況については、二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとする。

ウ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。）をいう。

(ア) 工場等の廃熱又は排圧

(イ) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（RPS法で規定する新エネルギーに該当するものを除く。）

(ウ) 高炉ガス又は副生ガス

エ 新エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位は、すべてkWh）。

(ア) 平成20年度自社施設で発生したRPS法で規定する新エネルギー等電気の利用量（以下「新エネ利用量」という。）

(イ) 平成20年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー電気相当量（RPS法施行規則（平成

14年経済産業省令第119号) 第1条第2項に規定するものをいう。以下「新エネ相当量」という。)

- (ウ) 平成20年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量
- (エ) 平成19年度バンキングにより前年度から繰り越した新エネ相当量
- (オ) 平成21年度バンキングにより次年度へ繰り越す新エネ相当量
- (カ) 資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に規定する方式により算出した平成20年度の当該電気事業者の基準利用量
(算定方式)

$$\text{新エネルギーの導入状況} = \frac{(\text{ア}) + (\text{イ}) - (\text{ウ}) + (\text{エ}) - (\text{オ})}{(\text{カ})}$$

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 業務状況調書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 使用印鑑届
- カ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税
 - (エ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 電気事業法第3条第1項の規定により許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出をした者であることを証する書面の写し
- サ 平成21年度末から過去5年間における契約実績を証する写し
- シ 電力調達契約評価項目報告書
- ス グリーン電力証書の和歌山県への譲渡予定量報告書(グリーン電力証書の本県への譲渡を予定している者に限る。)
- セ 2の(11)に掲げる要件を満たすことを証する書類

(2) (1)のア、イ、オ、ク、ケ、シ及びスに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成23年1月25日(火)から同年2月8日(火)までの月曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、(2)に掲げる期間内に和歌山県立近代美術館総務課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年2月1日(火)から同月15日(火)までの月曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立近代美術館1階総務課

和歌山市吹上一丁目4番14号

郵便番号 640-8137

電話番号 073-436-8690

ファクシミリ番号 073-436-1337

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成23年2月22日（火）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成23年3月1日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成23年3月8日（火）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成23年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施日時及び場所

(1) 日時 平成23年6月1日（水）午後1時から午後3時30分まで

(2) 場所

試 験 会 場	所 在 地
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
橋本商工会館	橋本市市脇1丁目3-18
上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441-8

2 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

3 受験願書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

平成23年4月11日（月）から同月15日（金）までの午前10時から午後5時まで

(2) 提出先

県内に居住している者又は県外に居住し県内で就業している者にあつては最寄りの保健所（新宮保健所串本支所を含む。以下同じ。）に、県外に居住し県外で就業している者にあつては和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に持参すること。

4 試験手数料

6,100円（和歌山県証紙を受験願書の所定の欄に貼付けること。）

5 合格発表

(1) 発表日時

平成23年6月27日 (月) 午前10時から

(2) 発表方法

ア 最寄りの保健所及び県庁北別館掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

イ 和歌山県ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>) に合格者の受験番号を掲載する。

ウ 合格者に合格証書を郵送する。

(3) その他

電話による問い合わせには応じない。

6 得点の開示

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り開示する。

(1) 期間

平成23年6月27日 (月) から同年7月27日 (水) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

最寄りの保健所及び和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課

(3) 持参品

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明するもの

7 その他

(1) 受験願書を受理した後は、受験票を郵送する。

(2) 受験手続等について不明の点は、最寄りの保健所又は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課 (電話番号 073-441-2624) に問い合わせること。

公 告

製菓衛生師法 (昭和41年法律第115号) 第4条第1項の規定により、平成23年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施日時及び場所

(1) 日時 平成23年6月1日 (水) 午後1時から午後3時30分まで

(2) 場所

試 験 会 場	所 在 地
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	和歌山市手平2丁目1-2
橋本商工会館	橋本市市脇1丁目3-18
上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441-8

2 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び製菓実技

3 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成23年4月11日（月）から同月15日（金）までの午前10時から午後5時まで

(2) 提出先

県内（和歌山市を除く。）に居住している者にあつては最寄りの県立保健所（新宮保健所串本支所を含む。以下同じ。）に、和歌山市に居住している者又は県外に居住している者にあつては和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は最寄りの県立保健所に持参すること。

なお、県外に居住している者が郵送により提出する場合は、平成23年4月15日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 試験手数料

9,400円（和歌山県証紙を受験願書の所定の欄に貼付けること。）

5 合格発表

(1) 発表日時

平成23年6月27日（月）午前10時から

(2) 発表方法

ア 各県立保健所及び和歌山県庁北別館掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

イ 和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）に合格者の受験番号を掲載する。

ウ 合格者に合格証書を郵送する。

(3) その他

電話による問い合わせには応じない。

6 得点の開示

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り開示する。

(1) 期間

平成23年6月27日（月）から同年7月27日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

各県立保健所及び和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課

(3) 持参品

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明するもの

7 その他

(1) 受験願書を受理した後は、受験票を郵送する。

(2) 受験手続等について不明の点は、最寄りの県立保健所又は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号 073-441-2624）に問い合わせること。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川那智川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1章 流域・河川の概要

1. 1 流域の概要

1. 1. 1 流域の地形

那智川は、和歌山県の南東部の那智勝浦町の北東部に位置しており、その源を那智山おなちさん

よび烏帽子山(標高 909.2m)に発し、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」のコアゾーンである那智大滝を経て、南東に流下し、途中、左支川の長谷川、井谷川、右支川の大谷川等を合わせ、熊野灘の那智湾に注ぐ、流域面積 24.5km²、幹川流路延長約 8.5km の二級河川である。

1. 1. 2 流域の地質

流域の地質は、上流部から中流部の山間部が熊野酸性岩と称される火成岩の地層で、この熊野酸性岩は河川沿いにも多く見られ、石畳に利用されている。

中流部は、小さい礫を含む砂岩で、下流部は、玉石から小砂利で構成される沖積層の礫となっている。河道内は、砂、礫などの堆積物によって構成されている。

1. 1. 3 流域の気候

流域の気候は、黒潮の影響を受け、年平均気温は約 17℃と一年を通じ温暖な気候であり、近年の年間平均降水量は約 3,300mm で全国の年平均降水量 1,700mm を大きく上回っている。

1. 1. 4 流域の歴史・文化

那智勝浦町は、古から信仰の地である那智山を有し、修験道が大峰熊野を道場としていたこともあり、現世浄土を求めて、平安時代から室町時代を通じて、「蟻の熊野詣」と言われるほど多くの人々が熊野古道を辿り、信仰による文化が栄えた。

流域には落差 133m の名勝「那智大滝」をはじめ多くの滝を有し、那智山には、熊野三山の一つである熊野那智大社、西国三十三ヵ所第一番札所の那智山青岸渡寺、補陀洛渡海の出発点である補陀洛山寺があり、那智川沿いの熊野古道には、浜の宮王子、市野々王子、大門坂など往時の面影を残す社寺、旧跡が点在している。また、那智に参拝する熊野道者は市野々の二瀬橋付近で水垢離をとったことが記録に残っている。なお、平成 16 年 7 月に、これらの社寺、旧跡ならびに熊野古道は、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されている。

1. 1. 5 流域の土地利用

那智川流域は、大部分を山林が占めており、天然広葉樹林の多い地域である。また、上流域の那智山には、国の天然記念物に指定されている原生林の那智原始林が広がっている。土地利用の割合は、山地が約 94%、宅地が約 5%、水田・畑が約 1%となっている。

1. 1. 6 流域の人口

那智勝浦町における世帯数は微増傾向から減少傾向へと転じており、また、人口については減少が続いている。国勢調査の推計値より、平成 17 年における那智勝浦町の人口は 18,185 人、世帯数は 7,911 世帯である。また 65 歳以上人口が 30.7%を占めており高齢化が進んでいる。

1. 1. 7 流域の産業

那智川流域の大部分が属する那智勝浦町の産業別就業者数をみると、第一次産業および第二次産業の就業者数は減少を続けており、第三次産業に増加傾向がみられる。

那智勝浦町における平成 17 年の産業別就業者の割合は、第一次産業 6.0%、第二次産業 14.6%、第三次産業 79.3%となっている。

勝浦港は生鮮マグロの水揚げ日本一の天然良港であることや、南紀を代表する温泉、天然記念物である名勝「那智大滝」、世界遺産に登録された熊野古道を有することもあり、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、サービス業の就業者が多い。

また、那智川流域ではかつて妙法鉱山において銅、鉛、亜鉛等の採掘が行われていたが、昭和 47 年に閉山となっている。

第 2 章 那智川の現状と課題

2. 1 治水に関する現状と課題

那智川流域は、過去、集中豪雨、台風などで大きな水害が発生し、甚大な被害を受けてきた。昭和 29 年 6 月の洪水では、那智川下流部の護岸が決壊するなど、那智勝浦町全体で、半壊・全壊流失戸数 10 棟、床上浸水戸数 224 棟、床下浸水戸数 593 棟に及ぶ被害を被った。また、昭和 42 年 10 月の台風 34 号では、那智川流域で、全壊流失戸数 2 棟、半壊・床上浸水戸数 229 棟、床下浸水戸数 769 棟に及ぶ甚大な被害を被った。これらの浸水被害を契機として、下流部を中心に築堤や河床掘削等の整備が行われてきたが、昭和 63 年 9 月の低気圧による豪雨では、流域で、床上浸水戸数 98 棟、床下浸水戸数 148 棟に及ぶ被害を被り、また、平成 13 年 9 月の洪水では、流域で、床上浸水戸数 29 棟、床下浸水戸数 167 棟に及ぶ被害を被った。このような状況から那智川の早期の治水対策が必要である。

2. 2 利水に関する現状と課題

那智川の水は、大正 2 年(1913 年)から運用を開始している関西電力那智発電所など、古くから利用されており、現在においても、農業用水、発電用水および水道用水として利用されている。雨量の多い流域であることから渇水による被害は特に発生していない。

2. 3 河川環境の現状と課題

上流域の河道は、山間部を蛇行しながら流下し、瀬や淵が連続する様相を呈している。国の天然記念物になっている上流域の那智原始林には、ツガーハイノキ群集やサカキウラジロガシ群集が見られる。また、スギやモウソウチク等の人工林が河畔に多く見られ、河道内には、ツルヨシ等の抽水植物が繁茂している。

この区間の特徴的な動植物としては、上流域で多く見られるタカハヤ、アマゴ、ルリヨシノボリ等の魚類や、キセキレイ、カワガラス等の鳥類、ムカシトンボ、ゲンジボタル、アカスジキンカメムシ等の昆虫類が挙げられる。

中流域の河道は、山間部を流下し、瀬や淵が多数連続しており、ヤナギ類やスギ植林、アラカシが河畔林を形成している。河畔林内の岩盤にはスジヒトツバが生育している。この区間の特徴的な動植物としては、中流から上流に多く見られるカワムツ、回遊性のウキゴリやシマヨシノボリ等の魚類や、上流域の砂礫や小石の多い場所を好むサワガニ等の底生動物、山地などに営巣するイワツバメ等の鳥類、流れの速い礫底で生息するミヤマカワトンボや樹林地で生息するヤクシマルリシジミ等の昆虫類が挙げられる。

下流域の河道は、平瀬と淵が連続して出現する。植生としては、水際にはツルヨシ等の抽水植物が繁茂し、護岸付近には、スギ植林やモウソウチク等の竹林やメダケ等の低木林等が繁茂し、自然裸地も分布している。部分的に見られる山付きの日当たりのよい山裾ではキシウナキリスゲが生育している。この区間の特徴的な動植物としては、回遊性のアユ、ウグイ、ボウズハゼ、瀬の礫質を好むカマキリ（アユカケ）や緩やかな流れを好むカワヨシノボリ等の魚類、緩流域を餌場とするカワセミや竹林等をねぐらとするアオサギ等の鳥類、森林内やその周辺に生息するアトボシアオゴミムシや礫の多い場所を好むコオニヤンマ等の昆虫類が挙げられる。

川関橋下流は潮汐の影響を受ける汽水域であり、流れの緩やかな区間となっている。植生としては、水際にはツルヨシ等の抽水植物が繁茂し、護岸付近には、モウソウチク等の竹林やアカメガシワ等の低木林、ダンチク等が繁茂している。この区間の特徴的な動植物としては、回遊性のシロウオや汽水性のボラ等の魚類、汽水域に生息するカワスナガニやカノコガイ等の底生動物、ツルヨシ等に生息するオオヨシキリ、緩やかな流れを好むカルガモ、タマシギ等の鳥類、汽水域に生息するアオモンイトトンボ、ツルヨシ等の水際の植物に生息するコバネナガカメムシ、草地に生息するタイワクツワムシ等の昆虫類が挙げられる。

このため、魚類や鳥類などの生息場所となる早瀬・淵等のさまざまな川の形態や、昆虫類や鳥類などの生息場所であり、樹林帯に生育する貴重な植物であるスジヒトツバが生育する河岸に発達した樹林、多くの生物の生息場として利用される水際のヨシ、ツルヨシ群落等の水際植生、ダンチク等の河道内植生、汽水性の魚類や汽水域特有のハマゴウ等の植生が生息・生育する河口に広がる汽水環境等、生物の生育・生息に必要な自然環境を保全していく必要がある。

また、水質については、^{いちののぼし}市野々橋直下より下流は環境基準 A 類型（BOD 値 2mg/l 以下）、市野々橋より上流は環境基準 AA 類型（BOD 値 1mg/l 以下）に指定されている。BOD75%値を見ると、水質環境基準点である市野々橋および^{かわぜきばし}川関橋では、環境基準値を超える年が一部見られるものの、概ね環境基準を満足しており、良好な水質を呈している。このため、今後も地域住民や関係機関との連携・協力により、河川水質の監視を実施し、良好な河川水質の維持に努める必要がある。

河川空間の利用については、市野々小学校で夏季に那智川をプールとして利用している。川関橋下流での植樹された散策路が整備されている他、那智川の自然を活かした河川公園などの利用がなされている。今後も、地域のニーズを踏まえ、地域住民の憩いの場となる河川空間の創出を図る必要がある。

2. 4 維持管理に関する現状と課題

那智勝浦町では、条例で「那智の滝の水資源と美しい自然景観を将来にわたり保全することを目的として、那智の滝源流水資源保全事業基金を設置する」と定めており、滝を取り巻く民有林の購入や、その維持管理を行っている。また、那智川流域では河川愛護団体

が存在し、市野々地区において、河川清掃や草刈り等の活動が行われている。

河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、今後も、河川美化、水質事故の対応等に努める必要がある。

第 3 章 那智川水系河川整備計画の目標に関する事項

3. 1 那智川水系河川整備計画対象区間

二級河川那智川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とし、そのうち背後地の資産状況、過去の浸水状況を踏まえ、洪水対策として概ね 60 分雨量 90mm の降雨により発生する洪水に対する安全度の満たされていない区間で、特に重要と考えられる下記の区間について計画的に河川工事を実施する。また、津波による被害を防ぐため、津波の影響を受ける区間については、津波対策を実施する。

- ・ 那智川：0.0km～3.4km
- ・ 井谷川：那智川合流部

3. 2 那智川水系河川整備計画対象期間

計画策定から概ね 20 年間とする。

なお、本整備計画は、現状の流域の社会状況、自然環境および河道状況に基づき作成されたものであり、今後これらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等があった場合には適宜見直しを行うものである。

3. 3 那智川水系河川整備計画の目標に関する事項

那智川は地域住民や観光客に安らぎの場、憩いの場を提供するものである。河川整備計画では、流域及び河川の現状を踏まえ、治水安全度の向上とともに自然環境の保全、良好な水質の維持等に努め、沿川地域と河川が調和した川づくりを目指すこととする。

また、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」を有する流域であることに留意し、自然環境、自然景観に配慮する。

3. 3. 1 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

洪水対策として概ね 5 年に一度の確率で発生する規模の大雨（概ね 60 分雨量 90mm）が降った場合に発生する洪水を安全に流下させることを目標として、河川幅の拡幅、築堤、河道掘削、東海・東南海・南海地震による津波対策として築堤等の整備を進め、治水安全度の向上を図る。

また、整備途上段階や施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水や津波が生じた場合にも被害を最小限に抑えるため、情報連絡体制および警戒避難体制の整備、洪水ハザードマップの作成支援、津波ハザードマップの活用等、総合的な被害軽減対策に努める。

3. 3. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

那智川の河川水は農業用水や発電用水、水道用水として利用されている。雨量の多い流域であることから、渇水による被害は報告されていないが、流水の正常な機能を維持する

ため、渇水時の流況とともに水利使用の実態を把握し、それらをもとに関係機関と連携を図りながら適正かつ効率的な水管理、水利用が図られるように努める。

3. 3. 3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」有する流域であることに留意し、地域住民にとって親しみやすい川を実現するため、那智川流域の持つ自然環境や自然景観を保全し、身近な自然として地域住民がふれあえる川づくりに努める。

具体的には、川関橋下流では、植樹された散策路が整備され、地域住民の憩いの場となっていることから、水質の保全や、豊かな自然の保全、景観づくり、水と親しめる親水空間の整備等に対する地域住民のニーズにあわせて、河川環境を生かしたより親しみのある河川空間の創出に努める。

川の上下流への連続性に配慮し、魚類などの生き物にも優しい川づくりを進める。早瀬・淵等のさまざまな川の形態や、河岸に発達した樹林、ヨシ、ツルヨシ群落等の水際植生、ダンチク等の河道内植生、汽水環境等、多様な生物の生育・生息環境として重要であることから、人工的な改変は最小限に抑える。特に、スジヒトツバの生育する樹林帯については、人工的な改変を行わず、種の保護・再生を図っていく。

工事实施に際しては、地域住民及び河川環境保全アドバイザー等の意見を聞きながら、環境に配慮する。

第 4 章 河川の整備の実施に関する事項

4. 1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により

設置される河川管理施設の機能の概要

計画区間について河川改修を行うことより、概ね 5 年に一度程度の確率で発生する 60 分雨量 90mm の降雨規模の洪水における基準地点川関橋での流量 360m³/s を安全に流下させるものとする。

河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、地域住民や関係機関等と調整・協議し行う。また、堰等の改築については、施設管理者と調整のうえ決定する。

実施に際しては、河積の確保のため築堤や河床掘削等を行う。

また、河道は必要に応じて拡幅するとともに、河道の横断形は現在の形状を踏まえ、みお筋による平常時の水深確保や植生等による変化に富んだ水際などの生態系にとって良好な環境への影響を配慮した整備を行う。

河川改修の概要は表 4-1、概略平面図、代表断面図のとおりである。

4. 2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

4. 2. 1 河川維持の目的

河川の維持に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーションの機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように、

具体的な維持管理内容を定めた河川維持管理計画を策定し、定期的な巡視点検を行い、さらに住民とのパートナーシップを維持発展させ適切に管理を行っていくものとする。また、河川の治水・利水・環境の機能を妨げる不法投棄・不法占用等がみとめられる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、啓発や指導を行う等適切な処理を行う。

特に、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」を有する流域であることに留意し、自然環境、自然景観の維持に努める。

4. 2. 2 河川の維持の種類及び施工の場所

(1) 河道の維持

出水期前後等に巡視を行うほか、平常時は住民からの情報提供を受けて、河道内において、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか点検しその結果、治水上問題があると判断した場合には、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるように河道断面の維持に努める。

(2) 河川管理施設の維持

堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、機能の低下防止や所定の流下能力を確保するため、定期点検を実施し、危険箇所、老朽箇所の早期発見とその補修に努める。

(3) 許可工作物の指導・監督

堰や橋梁などの河川占用施設の新設や改築・修繕等が、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことなく、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように施設管理者への指導・監督を行う。

(4) 水量・水質の保全

現在の良好な水質を維持できるよう河川清掃活動等を通じて、地域住民の水質に対する意識の向上を図る。水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により早期発見と適切な対処に努める。

4. 3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、上下流バランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を実施する。

また、近年の気象状況では、局所的な集中豪雨が多発しており、整備途上段階で現況流下能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合に、甚大な被害が予想される。このため、流域自治体、地域住民と連携し、降雨時の情報を幅広く収集し、提供することによって水防活動を支援し、被害の軽減に努める。さらに、関係機関との情報連絡体制、警戒避難体制、水防体制の維持・強化を図る。

那智川には、河川水をプールに利用し、環境学習の一環としてアマゴの放流を行っている小学校等もあることから、学校や地域と連携して川をとおした自然とふれあえる環境を整え、またその反面、川が持つ危険性についても子供の頃から認識し、身につけられるよう環境学習の場としての活用の促進に努める。

水質についても、河川環境保全への意識の啓発など自治体・地域と協働し、良好な水質の維持に努めていく。また、那智の滝の水資源と美しい自然景観を将来にわたり保全することを目的として、那智の滝源流水資源保全事業基金が那智勝浦町により設置され、民有林の購入や、その維持管理が行われている。この活動がより多くの地域住民に周知、理解され、より協力が得られるよう、関係機関と連携し、那智の滝の水資源と美しい自然景観の保全に対する地域住民の意識の向上に努める。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、東牟婁振興局新宮建設部河港課に備え付け、縦覧に供する。

入札公告

平成23年度和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館電気調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成23年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に対する事項

(1) 事業年度

平成23年度

(2) 調達業務の名称及び数量

和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館電気調達

予定調達電力量 10,726,767kWh（3年間）

(3) 調達業務の仕様書等

仕様書による。

(4) 調達場所

和歌山市吹上一丁目4番14号

和歌山県立近代美術館

和歌山県立博物館

(5) 契約期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで（平成23年4月1日から契約ができない場合は、契約締結日から起算して3年を満了する日まで）の3年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記期間中であっても平成23年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成22年和歌山県告示第100号に規定する和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館電気調達に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約事項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市吹上一丁目4番14号

和歌山県立近代美術館1階総務課

(2) 期間

平成23年1月25日（火）から同年2月8日（火）までの月曜日を除く日の午前10時から午後4時まで。

4 仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 期間
3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成23年2月8日（火）午後4時までの間に和歌山県立近代美術館総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 期間
3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、4の(2)と同様に行うものとする。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 入札場所
和歌山市吹上一丁目4番14号
和歌山県立近代美術館1階会議室
- イ 入札日時
平成23年3月15日（火）午後1時30分から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成23年3月15日（火）午前11時までに和歌山県立近代美術館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県財務規則28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立近代美術館の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立近代美術館の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)の日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立近代美術館総務課

イ 所在地

和歌山市吹上一丁目4番14号

郵便番号 640-8137

電話番号 073-436-8690（代表）

ファクシミリ番号 073-436-1337

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この一般競争入札は、平成23年2月和歌山県議会において、平成23年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止し、延期し、又は変更するものとする。

諸 報

公 告

平成22年11月14日に実施した平成22年度和歌山県行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。
平成23年1月25日

財団法人行政書士試験研究センター

受験番号

5910020	5910030	5910041	5910053	5910060	5910066	5910080	5910113	5910122	5910127
5910145	5910150	5910171	5910206	5910216	5910224	5910228	5910244	5910251	5910265
5910296	5910310	5910322	5910334	5910341	5910473	5910478	5910501	5910527	5910546